

要 望 書

平成30年7月豪雨に係る産業復興に向けた支援について

平成30年8月

岡 山 県
広 島 県
愛 媛 県

要 望

平成30年7月豪雨に伴う災害による産業復興に向けた支援について、特段の措置を講じていただくようお願いいたします。

平成30年8月2日

岡山県知事 伊原木 隆 太

広島県知事 湯 崎 英 彦

愛媛県知事 中 村 時 広

1 被災した中小企業等に対する金融支援についての国庫補助制度の創設

地域産業の早期復旧と事業継続のため、政府系金融機関や中小企業基盤整備機構等による金融対策をはじめとした総合的な支援を求めます。また、県制度融資における利子補給・保証料補助等についての国庫補助制度の創設を求めます。

2 県内中小企業等の被害状況調査についての国庫補助制度の創設

中小企業等の復旧・復興に向けた総合的な支援策を講じるため、中小企業等の直接的・間接的被害の全体把握のための調査を短期間に集中して行う必要があります。そのため、当該調査に係る委託等の経費についての国庫補助制度の創設を求めます。

3 被災した中小企業等における仮設店舗・仮設工場等の整備等についての国庫補助制度の創設

今回の災害により、多くの中小企業等においては、店舗・事業所が損壊し使用できない状況となっているため、それらの施設が本格復旧するまでの間、事業を再開・維持できるよう、仮設店舗・事業所を早期に整備し支援する必要があります。そのため、被災企業における仮設店舗、仮設工場等の整備や移動販売等についての国庫補助制度の創設を求めます。

4 被災した商店街等の早期復興に向けた取組みについての国庫補助制度の創設

今回の災害により、商店街等においては、店舗の損壊等により休業を余儀なくされているところもあるなど、深刻な影響を受けています。そのため、商店街等が社会的機能の回復や消費喚起など復興のために実施する取組みについての国庫補助制度の創設を求めます。

5 被災した中小企業等からの相談対応についての国庫補助制度の創設

今回の災害により、被災した中小企業等からは、資金繰りや雇用維持など様々な相談が寄せられています。これらの相談を迅速に解決するため、経営・金融・雇用等の関係機関と連携の上、各種相談にワンストップで対応する相談会を被災地域にて順次開催していく予定です。しかしながら、相談に的確に対応していくためには、更なる相談体制の強化が必要となります。そのため、経営アドバイスをを行うワンストップ窓口の設置、専門家による被災地域の中小企業等に対する巡回相談（資金繰り、事業再開、事業継続、雇用維持等）についての国庫補助制度の創設や既設のよろず支援拠点の体制の大幅拡充、被災地域外に所在の商工会議所・商工会の経営指導員等の国からの応援派遣要請など、実効性のある支援措置を求めます。

6 災害の影響を受けた中小企業等による販路開拓や新事業展開の取組みについての支援

今回の災害により、直接被害を受けた中小企業等にとどまらず、一時的な操業停止の影響により、仕事が被災地外の同業者などへ回され、事業を再開したとしても受注を失うケースなど取引関係のある多くの中小企業に影響が出てくるものと考えられます。そのため、災害の影響を受けた中小企業等の復興に向け、ビジネス商談会や展示会出展等を通じた企業の販路開拓の取組みへの支援を求めます。

7 既存の各種補助金の弾力的な運用

既存の各種補助金（ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金、小規模事業者持続化補助金、IT導入補助金、サポイン事業、中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業等）について、被災地枠の設定、助成率の引上げ、補助対象者や対象経費の緩和、申請期限の延長等の大胆な弾力的運用を求めます。

8 被災した中小企業等の災害復旧についての国庫補助制度の創設

激甚法に基づく災害復旧費補助事業では、事業協同組合等の共同施設のみが対象となっており、対象外の施設を所有する中小企業等においては、廃業に追い込まれることも想定されます。そのため、東日本大震災や熊本地震における制度と同様、中小企業等のグループによる構成事業者の施設・設備等の復旧等を行うための国庫補助制度（所謂、グループ補助金）の創設を求めます。また、事業実施に当たっては時間を要することが想定されるため、単年度ではなく複数年での実施が可能となるよう求めます。

9 被災した中小企業等における商品・在庫の損害に対する支援制度の創設

今回の災害により、中小企業等は、施設・設備についての損害のみならず、商品・在庫等において多大な損害が発生し、資金力の弱い事業者においては、事業の継続が困難となっている状況です。そのため、商品・在庫等の損害が発生した中小企業等に対して、税制上の優遇措置やクラウドファンディングを活用した資金調達支援などの支援制度の創設を求めます。

10 地域の中核的な企業に対する支援

今回の災害により被災した大企業が撤退・事業の縮小を行った場合には、地域の雇用やサプライチェーンで繋がった中小企業等の経営など地域経済に多大なる影響が想定されるため、県の行う企業立地促進補助金の大幅拡充についての国庫補助制度の創設を求めるほか、税制・金融支援や地方創生推進交付金の活用など地域未来投資促進法に基づく支援と同等以上の支援措置を求めます。

1 1 民間金融機関に対する二重債務対策への指導

負債を抱えながら被災した中小企業等の事業継続のためには、官民双方において二重債務対策に強力に取り組むことが必須です。国による金融支援策のみならず、民間金融機関に対し、被災企業の二重債務対策に本腰を入れて取り組むよう指導・監督を行うとともに、被災企業の事業再生が円滑に進むよう、被災地域の中小企業再生支援協議会の体制の大幅拡充等を求めます。

1 2 損害保険会社に対する柔軟な対応の指導

被災した中小企業等が損害保険の請求の手続きを取る場合には、被災企業に寄り添った対応を損害保険会社に求めるほか、損害の程度や範囲の認定に当たっては可能な限り被災企業に配慮するよう、損害保険会社に対する指導・監督を求めます。